

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
16.01												
1601.00	000	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品	10%	(10%)								KG
16.02		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	25%	21.3%								KG
1602.10	000	均質調製品										
1602.20	010	動物の肝臓のもの	25%	21.3%								KG
	091	1 牛又は豚のもの	8%	6%	3%	無税						KG
	099	2 その他のもの - 気密容器入りのもの - その他のもの				無税						KG
1602.31	100	第01.05項の家きんのもの 七面鳥のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG
	210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%	21.3%							附属書 第2節注 釈4に定 める関税 割当数量 以内のも の 19.1%	KG
	290	(2)その他のもの 鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	8%	6%	3%	無税					無税	KG
1602.32	100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG
	210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%	21.3%							附属書 第2節注 釈4に定 める関税 割当数量 以内のも の 19.1%	KG
	290	(2)その他のもの	8%	6%		無税					附属書 第2節注 釈4に定 める関税 割当数量 以内のも の 5.4%	KG
1602.39	100	その他のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG
	210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%	21.3%							附属書 第2節注 釈4に定 める関税 割当数量 以内のも の 19.1%	KG
	290	(2)その他のもの 豚のもの もも肉及びこれを分割したもの	8%	6%		無税					無税	5.0%
1602.41		1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)								附属書 第2節注 釈2に定 める関税 割当数量 以内のも の(次の 税率) 課税価格 が577.15 円/kgを 0.643で除 して得た 額以下の もの 577.15円 /kgと課税 価格に0.6 を乗じて 得た額と の差額 課税価格 が577.15 円/kgを 0.643で除 して得た 額を超 えるもの 4.3%	

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	011	* [1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		(1,035円/kg)			1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額					KG
	019	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%					KG
	090	2 その他のもの	25%	20%								KG
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの 1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)		(10%)				附属書第2節注釈2に定める関税割当数量以内のものの(次の税率) 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のもの 577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるもの 4.3%					
	011	* [1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		(1,035円/kg)			1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額					KG
	019	* [2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%					KG
	090	2 その他のもの	25%	20%								KG
1602.49	他のもの(混合物を含む。 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	100	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
		2 その他のもの (1)ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくす肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくす肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)						附屬書 第2節注 釈2に定 める関税 割当数量 以内のも の(次の 税率)			
									課税価格 が577.15 円/kgを 0.643で除 して得た 額以下の もの 577.15円 /kgと課税 価格に0.6 を乗じて 得た額と の差額			
									課税価格 が577.15 円/kgを 0.643で除 して得た 額を超 るもの 4.3%			
210		* [1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		(1,035円 /kg)				1キログラ ムにつき 豚肉加工 品に係る 基準輸入 価格に1.5 を乗じて 得た額と 課税価格 に0.6を乗 じて得た 額との差 額			KG	
220		* [2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)				8.5%			KG	
1602.50	290	(2)その他のもの 牛のもの	25%	20%							KG	
100		1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税	KG	
	210	2 その他のもの (1)牛の臓器及び舌のもの - 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)	25%								KG	
	291	- その他もの - - 単に水煮したもの		(50%)							KG	
	292	- - その他もの - - - 気密容器入りのもの		21.3%							KG	
	299	- - - その他もの		21.3%							KG	
		(2)その他のもの A 牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の30%未満のもの - 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)	25%									
	310	- 米を含むもの		21.3%							KG	
	320	- その他もの - その他もの - - 米を含むもの									KG	
	331	- - 気密容器入りのもの		21.3%							KG	
	339	- - - その他もの - - その他もの		21.3%							KG	
	391	- - - 気密容器入りのもの		21.3%							KG	
	399	- - - その他もの		21.3%							KG	
		B その他のもの (a)単に水煮した後に乾燥したもの - 気密容器入りのもの	25%									
	410	- - 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの		(38.3%)							KG	
	420	- - その他もの		(50%)							KG	
	490	- その他もの (b)調味した後に乾燥したもの		21.3%							KG	
									附屬書 第2節注 釈1に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税			
	510	- 気密容器入りのもの - - 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの		(38.3%)							KG	
	520	- - その他もの		(50%)							KG	
	590	- その他もの		(10%)							KG	

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
	600	(c)コーンビーフ	25%	21.3%					附属書 第2節注 釈1に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税			KG
	700	(d)その他のもの イ 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限 る。)	25%	21.3%					附属書 第2節注 釈1に定 める関税 割当数量 以内のも の 無税			KG
		ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれ もしていないものに限るものとし、野菜を含むも のを除く。)	45%									
	810	- 単に水煮したもの		(50%)								KG
	890	- その他のもの		38.3%								KG
	910	ハ その他のもの - 単に水煮したもの	50%	(50%)								KG
	991	- その他のもの		(50%)								KG
	999	- - その他のもの		(50%)								KG
1602.90	100	その他のもの(動物の血の調製品を含む。) 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮した ものに限る。)	無税	(無税)				無税	無税	無税		KG
	210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有す るもの	25%	21.3%								KG
	290	(2)その他のもの	8%	6%	3%	無税						KG
16.03	1603.00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物 のエキス及びジュース										
	010	1 肉のエキス及びジュース	12.8%	12%	6%	無税						KG
	090	2 その他のもの	9.6%	(9.6%)	6.4%	無税			無税	5.6%		KG
16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア 及び魚卵から調製したキャビア代用物							無税			
		魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り 刻んだものを除く。)										
	1604.11	さけ	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税				6.3%		
	010	- 気密容器入りのもの以外のもの										KG
	090	- その他のもの										KG
	1604.12	にしん	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税						KG
	1604.13	いわし	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税						KG
	010	- 気密容器入りのもの										KG
	090	- その他のもの										KG
	1604.14	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお	9.6%	(9.6%)	6.4%	無税						KG
	010	- かつお(気密容器入りのものに限る。)			7.2%	無税						
	091	- その他のもの										
	092	- - かつお節										
	099	- - まぐろ(気密容器入りのものに限る。)										
	1604.15	さば	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税						KG
	1604.16	かたくちいわし	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税				6.3%		KG
	1604.19	その他のもの	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税						
	010	- うなぎ										KG
	020	- 節類								6.3%		KG
	090	- その他のもの								6.3%		KG
	1604.20	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚										
	1 卵	(1)にしん(クルベア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラ グラ属又はメルルシウス属のもの)のもの	12.8%									
		- にしん(クルベア属のもの)のもの										
	011	- - 気密容器入りのもの			9.6%	無税				8.4%		KG
	012	- - その他のもの								9.6%		KG
		- たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) のもの			9%							
	013	- - 気密容器入りのもの										KG
	014	- - その他のもの										KG
	019	(2)その他のもの	6.4%	(6.4%)						5.3%		
	020	2 その他のもの	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税				6.3%		KG
	1604.30	キャビア及びその代用物	6.4%	(6.4%)	4.8%	無税				4.0%		
	010	- イクラ										KG
	090	- その他のもの										KG
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保 存に適する処理をしたものに限る。)										
	1605.10	かに										
	010	1 気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)	6.5%	5%					無税			KG
	021	2 その他のもの	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税						
	029	- 米を含むもの										KG
	1605.20	- その他のもの										KG
		シュリンプ及びプローン										
		1くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に 冷藏し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	(4.8%)	3.2%	無税			無税			
	011	- 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷藏し又は冷凍し たもの								2.7%		KG
	019	- その他のもの								無税		KG
	021	2 その他のもの										
	090	- 米を含むもの										KG
		- その他のもの										KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	日馬協定	単位	単位
1605.30	010	ロブスター 1 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	(4.8%)	3.2%	無税			無税			KG
	020	2 その他のもの	6%	5%		無税			無税			KG
1605.40		その他の甲殻類 1 えび										
	011	(1)くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%	(4.8%)	3.2%	無税						KG
	012	(2)その他のもの	6%	5%		無税						KG
	200	2 その他のもの	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税				6.3%		KG
1605.90		その他のもの 1 くん製したもの	9.6%	6.7%								
	110	- いか、帆立貝及び貝柱のもの							無税	5.6%		KG
	190	- その他のもの			6.4%	無税			無税	5.3%		KG
		2 その他のもの (1)いか及びくらげ	15%									
		- いか		10.5%		9%	無税					
		- - 気密容器入りのもの										
	212	- - - 米を含むもの										KG
	213	- - - その他のもの								7.2%		KG
		- - その他もの										
	214	- - - 米を含むもの							8.4%			KG
	219	- - - その他のもの							無税	7.0%		KG
	211	- クラげ		10%	8%	無税						
	220	(2)なまこ及びうに	12%	10%	8%	無税			無税			KG
		(3)その他のもの	9.6%	(9.6%)	7.2%	無税			無税			KG
	290	- あわび										
	295	- 帆立貝										
		- その他の軟体動物のもの										
	293	- - 気密容器入りのもの										KG
	294	- - その他のもの										KG
	299	- その他のもの								無税		KG
										6.3%		KG